

西尾市電子入札（建設工事等）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、西尾市契約規則（昭和39年規則第29号（以下「契約規則」という。））及びあいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規程に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

（優先順位）

第2条 本要領の規定は、電子入札において西尾市入札心得書に優先する。ただし、本要領に規定のない事項は西尾市入札心得書の規定を準用する。

（用語の定義）

第3条 この要領及び電子入札における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）のことをいう。

(2) 電子入札

電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続きをいう。

(3) 紙入札

電子入札を使用しないで書面により行う入札・開札等の手続きをいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（特定認証局）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(5) 工事関係業務

設計・測量・建設コンサルタント等業務をいう。

(6) 契約担当者

契約規則の第4条第1号に規定するものをいう。

（電子入札の対象）

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。

区 分	入札方式
建設工事	一般競争入札 指名競争入札 随意契約
工事関係業務	指名競争入札 随意契約

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札に参加することができる者は、西尾市の入札参加資格を有し、ICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードで、電子入札に参加するものとする。この場合は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）及び入札書等に特定建設工事共同企業体名を必ず入力しなければならない。

(3) 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

経常建設共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードとは別に、代表する者の名義でICカードを取得し、電子入札に参加するものとする。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次の取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取消す。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定を取消す。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約を解除する。

2 前項のほか、不正に使用等した入札参加者に対し指名停止等の措置をとることができる。

(申請書等の提出)

第7条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。ただし、事後審査型では申込書等と読み替えるものとする。(以下同じ。)

(2) 競争参加資格確認通知書の発行

申請書等の提出後、電子調達システムにて競争参加資格確認通知書に入札参加資格の有無を記載して発行する。ただし、事後審査型では入札参加申込受付票を発行するものとする。

(3) 資料の提出

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）

を、電子調達システムにより申請書等に添付して提出しなければならない。この場合は、ファイル容量は1 MB 以内とする。

また、提出する資料の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	Word2010 形式以下
Excel(Microsoft Corp.)	Excel2010 形式以下
その他	PDF(Acrobat8 以下) 画像ファイル(JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル(Lzh、Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。)

(4) 郵送又は持参での資料提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1 MB を超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(6) 資料内容の確認

入札参加者は、資料の内容を確認できる書類（資料に記載した施工実績の契約書の写し、監理技術者証写し等をいう。）を、契約担当者の指示により提出しなければならない。

(7) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを提出したものに連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(8) 申請書等受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書等の提出)

第8条 入札書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書等の提出方法

入札参加者は、入札書等受付開始日時から入札書等受付締切日時までに入札書等に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札書等受付締切日時

電子入札の入札書等受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕を持って入札書等の提出を行うものとする。また、契約担当者は、不測の事態が予想される場合は入札書等受付締切日時の延期ができるものとする。

(3) 再度入札

再度入札の入札書等受付締切日時および開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時および場所において再度入札に参加できるものとする。

(見積内訳書の提出)

第9条 見積内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 見積内訳書の提出

見積内訳書は、原則として指定する様式で、電子調達システムにより入札書等に添付して提出するものとする。見積内訳書の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第3号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第4号に準ずるものとし、提出期限は入札書等受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(2) 見積内訳書の再提出

見積内訳書の再提出（添付漏れによる再提出を含む。）については、認めないものとする。

(3) ウィルス対策

ウィルス対策については、第7条第7号に準ずるものとする。

(4) 書面による提出

書面による見積内訳書の提出は、原則、認めないものとする。ただし、第10条による紙入札での参加の承諾を得た場合に限り、書面により提出することができる。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、本条第3項第4号に規定する各締切日時までに紙入札方式参加承認願（様式1）を提出し、紙入札方式参加通知書（様式2）により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続き中の場合

(2) ICカードの破損のため、再取得の手続き中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

- (4) 前各号に掲げるものの他、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められた場合

3 前項の規定により、紙入札で参加が認められたものは、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を利用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書等

紙入札書（様式4）等を利用する。

(3) 見積内訳書

書面による見積内訳書を、紙入札書等と共に提出する。（封筒は別々とする。）

(4) 締切日時

ア 紙申請書等（書面による申請書等及び資料をいう。）の受付締切日時
電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書等の受付締切日時
電子入札における入札書等受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書等受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札方式参加承認願（様式1）を提出し承諾を得た場合に限り、書面により入札辞退届（様式5）を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第12条 開札日までに入札参加資格停止の処分及び調達契約からの排除措置を受けた者は、入札参加資格を失う。特定建設工事共同企業体の構成員が入札参加資格停止の処分及び調達契約からの排除措置を受けた場合は、当該特定建設工事共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失ったものが、既に入札書等を提出していた場合は無効とする。

（開札）

第13条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書等を電子調達システムに登録した後、開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のな

い職員を立ち合わせることができるものとする。

(3) くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書等の到着順に電子調達システムに自動生成にて3桁の任意数字の入力を行うものとする。

(入札の無効)

第14条 契約規則第12条に規定する事項および次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書等受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 入札公告日又は指名通知書等発行日から契約締結の日までの期間において「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている場合。
- (4) 入札公告日又は指名通知書等発行日から契約締結の日までの期間において「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく指名停止措置を受けている場合。

2 同一条件において、電子入札と紙入札による入札書等の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(責任範囲)

第15条 電子入札において、申請書等及び入札書等（資料及び見積内訳書を含む。以下この条において同じ。）は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書等及び入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第16条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子調達システムの利用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、入札参加者に電話等確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡するとともに、文書により通知するものとする。（様式3）この場合において、入札書等を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出を要しない。既に提出された入札書等がある場合は開札せずに無効とし、あらためて紙入札書を提出させる。

附 則

この要領は、平成19年 4月12日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年10月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

様式 1

紙入札方式参加承認願

年 月 日

(宛先) 西尾市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工事（業務）名	
2	路線等の名称	
3	工事（業務）場所	
4	案件番号	
5	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 ☐ ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続き中の場合 ☐ ICカードの破損のため、再取得の手続き中の場合 ☐ パソコン等のシステム障害 ☐ その他 (理由)

様式 2

紙入札方式参加通知書

西○第 号
年 月 日

様

西 尾 市 長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を
通知します。

記

1 工事（業務）名

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 案件番号

5 審査結果 承認する

承認しない

理由

6 紙入札に関する事項

（1）入札場所

（2）その他必要事項

- ・ 入札書等受付締切日時までに入札書等を封入のうえ（1）の入札場所に提出してください。
- ・ 入札書等に、電子くじ番号を忘れずに記入してください。

様式 3

入札方法変更通知書

西○第 号
年 月 日

様

西 尾 市 長

下記工事（業務）の入札について、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領第 16 条の規定に基づき、電子入札から紙入札に変更しますので通知します。

記

1 工事（業務）名

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 案件番号

5 既に完了している書類の送受信について

- （1）既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います。
- （2）既に送信された入札書等は無効とし、開札は行いません。
- （3）既に入札書等を送信した方は改めて入札書等を提出してください。

6 紙入札に関する事項

（1）入札日時

（2）入札場所

（3）その他

紙入札に係る留意事項は、西尾市入札心得書を参照して下さい。

入 札 書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

入札者

印

下記のとおり入札します。

記

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、下記工事（業務）の請負金

1 工事（業務）名

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 案 件 番 号

5 くじ番号

☐ 自動生成

☐ 指定番号

くじ番号			
------	--	--	--

- (注)
- 1 用紙の大きさは A4 とする。
 - 2 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること。
 - 3 見積りの場合は「入札」を「見積り」に読み替えるものとする。
 - 4 くじ番号は自動生成又は指定番号を選択し、指定番号の場合は3桁の任意数字を記入する。

様式 5

年 月 日

入 札 辞 退 届

(宛先) 西尾市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

このたびの競争入札に関しましては、下記の理由により辞退いたします。

記

工 事 (業 務) 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 (業 務) 場 所	
案 件 番 号	
辞退理由	